

## 災害復旧における各種手続きの簡素化について

災害復旧事業及び改良復旧事業における各種手続きについて平成 22 年 4 月 1 日より簡素化を行う。また、災害査定の際の情報提供を行う。

### 1. 災害復旧事業における設計変更協議の簡素化（試行含む）

#### 1) 提出書類のスリム化

以下の2項目について設計変更協議の資料を必要最小限とするもの。

- ①同意単価（査定設計で用いる材料単価）の変更
- ②査定時には計上できないが実施時に計上可能な工種（現地発生材の投棄料の計上・処分地への運搬距離の精査）の変更

従来	スリム化
<b>提出資料</b> ①様式4(変更設計書の総括表) ②関係図面(位置図、平面図、縦断面図、横断面図、構造図) ③別紙2様式2、様式3(参考資料) ※郵送のみで可能(従来より)	<b>提出資料</b> ①様式4(変更設計書の総括表) (②関係図面は必要に応じて添付) ③別紙2様式2、様式3(参考資料) ※郵送のみで可能(従来より)

#### 2) 資料郵送による協議対象の追加（試行）

持込み協議を郵送協議に変える対象項目を試行的に追加するもの。  
試行期間を本年度4月1日～12月末とし、アンケートを実施。

従来	追加
<b>郵送協議対象項目</b> ①同意単価の変更 ②査定時に計上できないが実施時に計上可能な工種の変更 ③査定カット箇所の合併	<b>郵送協議対象項目</b> ①同意単価の変更 ②査定時に計上できないが実施時に計上可能な工種の変更 ③査定カット箇所の合併 ④以下の工種以外で決定工事費4億以下で、かつ、2千万円を超えるものは増減が30%未満のもの(単価増減は除く) (1)ダム災 (2)地すべり災及び地すべり関連 (3)橋梁災 (4)改良復旧事業

### 2. 改良復旧事業における提出資料のスリム化

要望の際の提出資料について必要最小限とするもの。

従来	スリム化
<b>提出資料</b> ①様式改-1(要望書) ②様式改-2(改良復旧箇所総括表) ③様式改-3(改良復旧概要書) ④様式改-4(改良復旧事業調書) ⑤様式地-1(地域関連箇所総括表) ⑥様式地-2(地域関連調書) ⑦図面(位置図、一般平面図、縦断面図、横断面図) ⑧計画概要 ⑨写真	<b>提出資料</b> ①様式改-1(要望書) ②様式改-2(改良復旧箇所総括表) ③様式改-3(改良復旧概要書) ⑤様式地-1(地域関連箇所総括表) ⑥様式地-2(地域関連調書) ⑦図面 ⑧計画概要図 ⑨写真 } A4版1枚の概要資料

### 3. 災害査定時の簡素化について

関係機関に対して「担当者会議」「各種打合せ時」など随時、以下の情報提供を行う。

#### 1) 机上査定の活用

300万円未満の箇所や実施査定が困難である場所における「机上査定」制度の積極的な活用の啓発。

#### 2) 査定に要する人員の削減

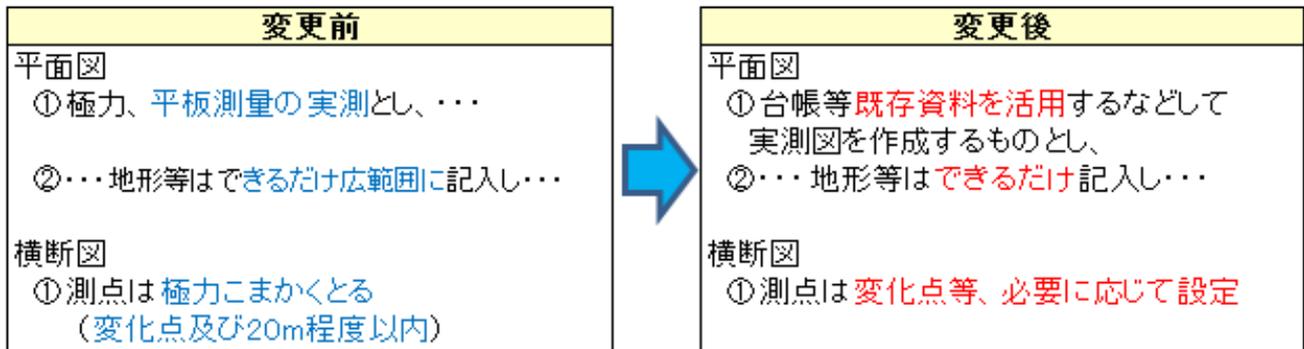
実施査定時の人員・車両について必要最小限の対応の啓発。

#### 3) 査定時における書類の簡素化

申請者にとって、作りやすさの観点より良い事例の情報提供を図り、簡素化を推進。

#### 4) 査定設計書の簡素化

図面の簡素化が図られるよう災害手帳の作成要領を改訂。



#### 5) 被災前状況確認の簡素化とフォロー

公共土木施設の維持管理体制については、査定のたびに全般の説明をしていたが、今後、2回目以降は課題に対する改善点のみのヒアリングとする。

(被災した施設の維持管理状況説明は引続き実施)

